

「マレーシアへの輸出でEPAを使ってみよう」

セミナー



令和6年2月29日
東京共同会計事務所

東京共同会計事務所のご紹介

社名 : 東京共同会計事務所
設立 : 1993年8月
所在地 : 東京都千代田区丸の内3-1-1
国際ビル9階
代表者 : 内山 隆太郎
対応言語 : 日本語・英語・中国語・ベトナム語

問合せ番号 : 03-5219-8660
メールアドレス : epa.info@tkao.com
Website : www.tkao.com/epa/

構成員 : 292名 (2024年2月1日現在)

- 公認会計士 (27名)
- 会計士補・公認会計士新試験合格者 (2名)
- 税理士 (43名)
- 税理士科目5科目合格者 (5名)
- 科目合格者 (20名)
- 司法書士 (8名)
- 行政書士 (3名)
- 弁理士 (3名)
- 通関士有資格者 (11名)



東京共同会計事務所の概要 -EPAサービス-

EPA/FTAコンサルティング事業



対応会社数

5,000社超



経済産業省委託事業

EPA相談デスク**9**年受注



個別相談実績

約**40,000**件超

**比類ない
EPA/FTA業務支援実績**

国内で最も経験豊富な
EPA/FTAプロフェッショナル集団

JAFTAS事業



つながる企業

1,700社超



仕入先様もサポート

11,000件超



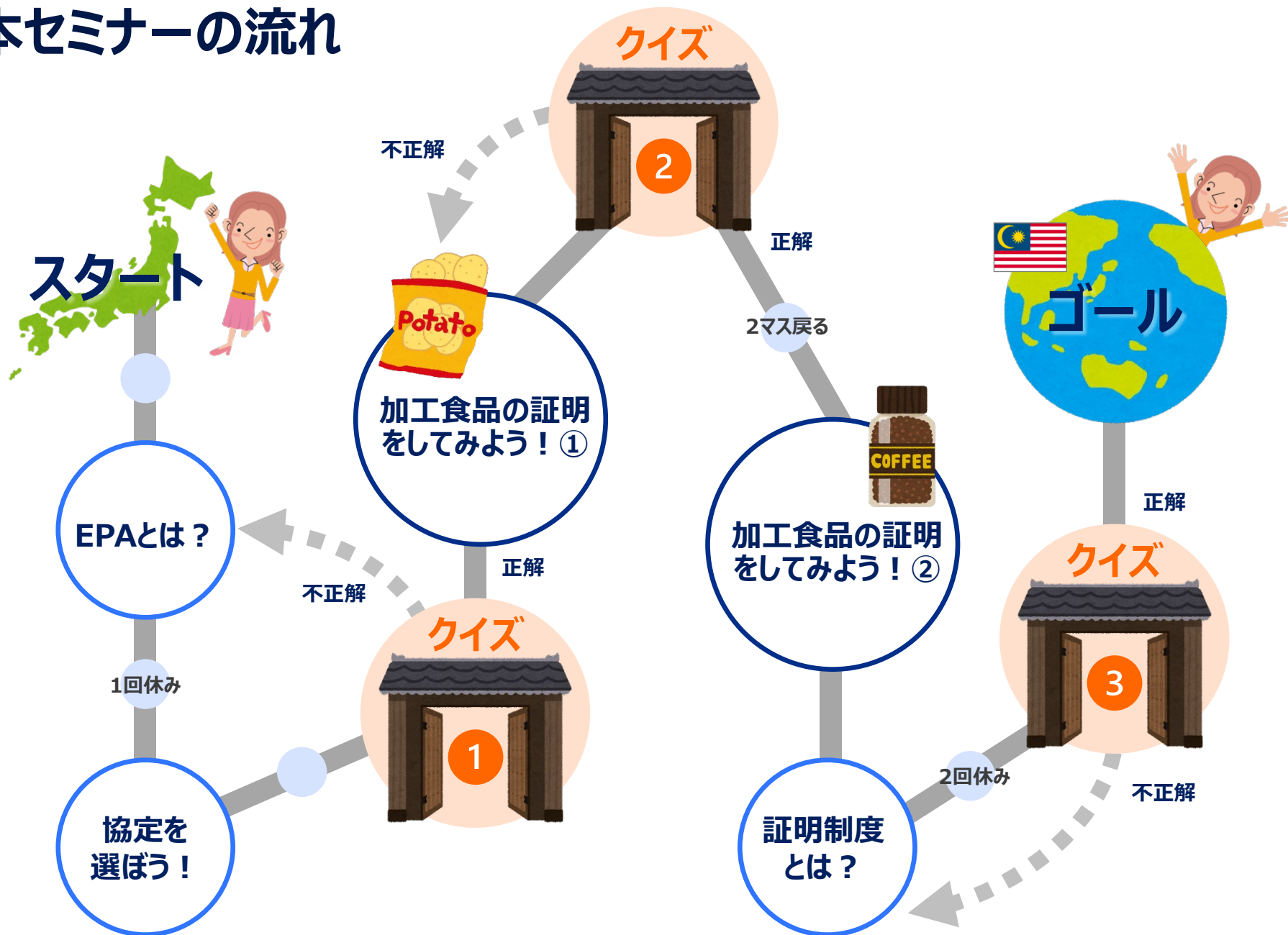
調査依頼件数

100,000件超

**自動車業界
1,600社以上利用**

契約企業とサプライヤーを繋ぎ
FTA原産資格調査を行う
クラウドサービス

▶ 本セミナーの流れ



スタート!



EPAとは?



1回休み

協定を
選ぼう!

不正解



クイズ
2

Potato
加工食品の証明
をしてみよう! ①

正解



クイズ
1

正解

2マス戻る

COFFEE
加工食品の証明
をしてみよう! ②



証明制度
とは?

2回休み



ゴール

正解



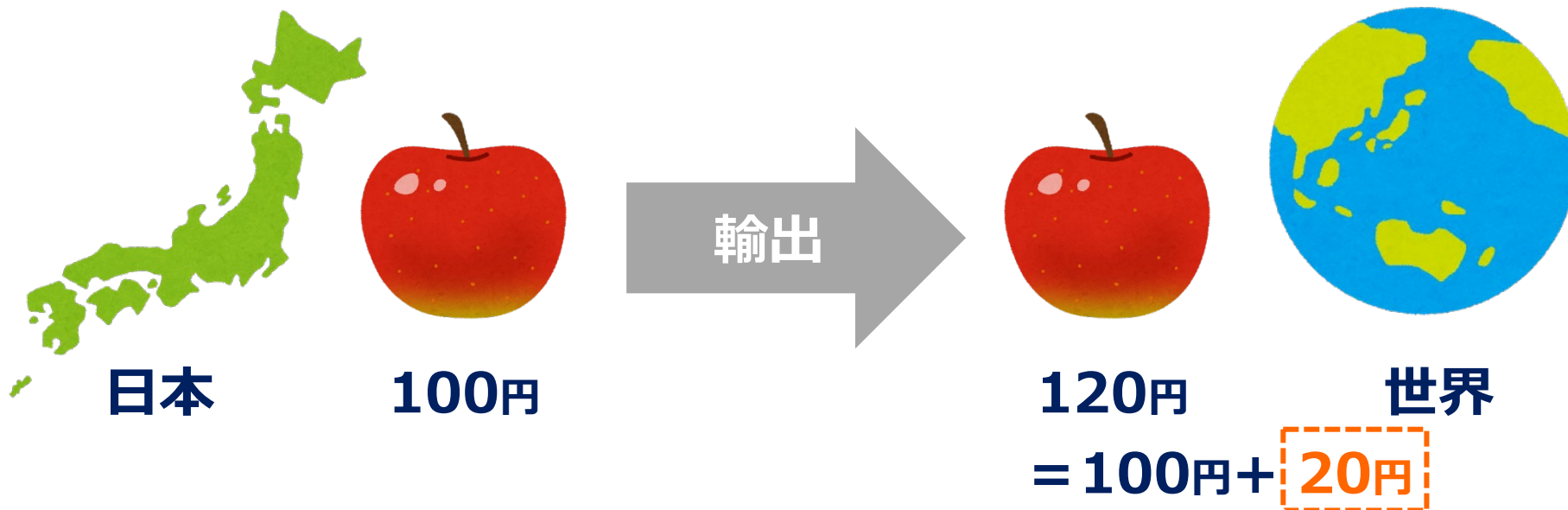
クイズ
3

不正解

関税 = 海外から輸入する商品にかかる税金

海外から輸入される商品に税金をかけることで、
輸入品に対するコストを増加させ、国内の産業を守る効果がある

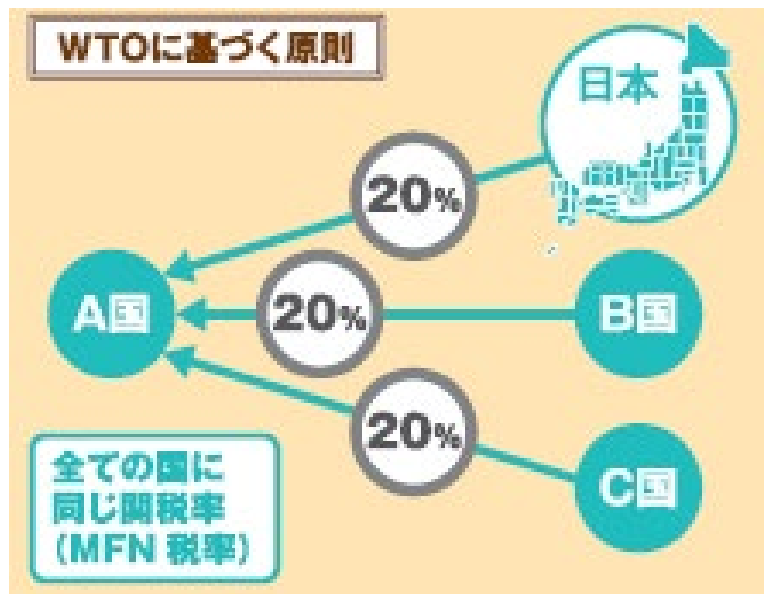
りんごの関税率が20%だった場合



EPAで輸入コストを削減できる！

EPAを締結している国では通常より低い関税率が適用される

【通常】
全ての国に同じ関税率

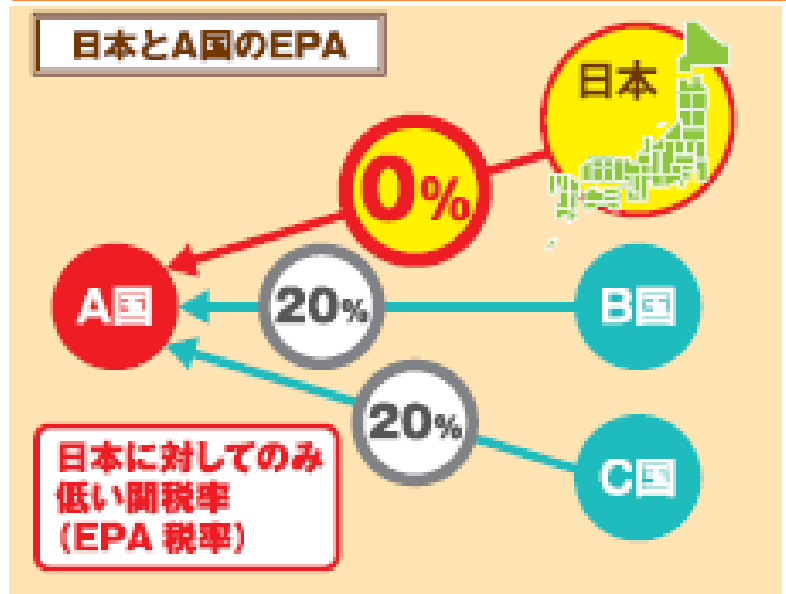


WTO : World Trade Organization (世界貿易機関)
MFN : Most Favoured Nation Treatment (最恵国待遇)
MFN税率 : 通常適用される関税率

$$\text{課税価格* } 100\text{円} \times 20\% = \text{関税額 } 20\text{円}$$

* 現地の法令に則った課税価格

【EPA締結国】
日本に対してのみ低い関税率

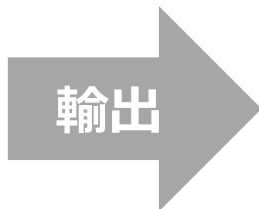


$$\text{課税価格* } 100\text{円} \times 0\% = \text{関税額 } 0\text{円}$$

出所 : 入門ガイド 貿易のコスト削減 ～トクするFTA活用法～ (経済産業省)、外務省HP

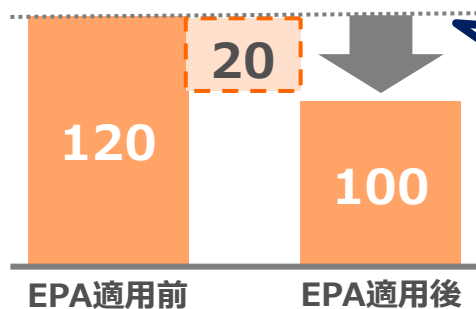
輸出者・生産者にもメリットがある！！

EPAを利用した輸出拡大！



輸入者のコスト削減 = 利益UP

※輸入関税が完主負担となるインコタームズDDP（インコタームズ2020）の場合は対象外



輸出者・生産者も HAPPY！



販売量UP
販路拡大

価格競争力UP

マレーシアへの輸出では、こんなにお得になります！

2024年1月1日現在

品目名	HSコード	MFN税率	日マレーシア協定	日アセアン協定	CPTPP	RCEP協定
			第三者証明	第三者証明	自己証明	第三者証明 認定輸出者
EPA税率						
精米	1006.30	40.0%	除外	除外	14.5% 2028年に無税	除外
清酒(日本酒)	2206.00	25.5MYR/100 %vol/L	除外	除外	RM14.34 per 100% vol. per litre 2033年に無税	除外
ウイスキー	2208.30	58MYR/L	除外	除外	RM32.62 2033年に無税	除外
うどん そうめん そば	1902.19	5.00%	無税	無税	無税	無税
即席麺	1902.30	5%、6%、8%	無税	無税	無税	無税
パックごはん	1904.90	7%	無税	無税	無税	無税

(注) MYR, RMはマレーシア・リンギット

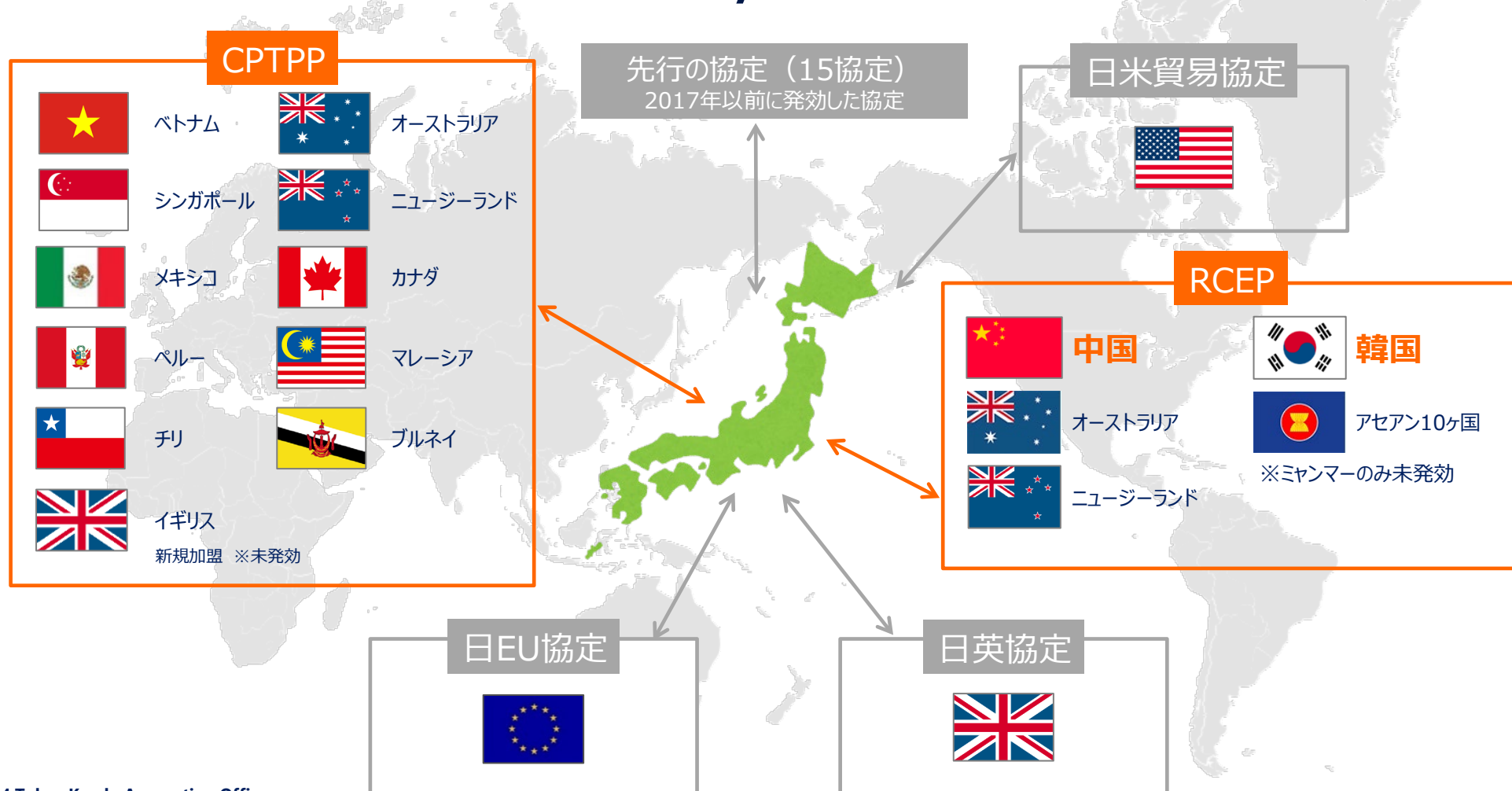
マレーシアへの輸出では、こんなにお得になります！

2024年1月1日現在

品目名	HSコード	MFN税率	日マレーシア協定	日アセアン協定	CPTPP	RCEP協定
			第三者証明	第三者証明	自己証明	第三者証明 認定輸出者
EPA税率						
ぶどう（生鮮）	0806.10	5%	無税	無税	無税	5% 2031年に無税
いちご（生鮮）	0810.10	5%	無税	無税	無税	無税
キャンデー	1704.90	15%	無税	無税	無税	無税
ビスケット せんべい	1905.31 1905.90	無税、6%	無税	無税	無税	無税
醤油	2103.10	10%	無税	無税	無税	10% 2036年に無税
味噌、カレー、マヨネーズ、ドレッシング類	2103.90	5%、10%	無税	無税	無税	無税
アイスクリーム	2105.00	5%	無税	無税	無税	無税

EPA利用のチャンスが拡大している！

アジアを中心に現在20協定が利用可能
2018年以降CPTPP/RCEPを相次いで締結



マレーシア向けEPAでは
電子発給が進んでいます！

証明書電子発給

2024年2月29日現在

締約国	二国間	多国間協定		
マレーシア	日マレーシア協定	日アセアン協定	CPTPP *1	RCEP協定
タイ	日タイ協定	日アセアン協定		RCEP協定
フィリピン	日フィリピン協定	日アセアン協定		RCEP協定
ベトナム	日ベトナム協定	日アセアン協定	CPTPP *1	RCEP協定
ブルネイ	日ブルネイ協定	日アセアン協定	CPTPP *1	RCEP協定
シンガポール	日シンガポール協定	日アセアン協定	CPTPP *1	RCEP協定
ミャンマー		日アセアン協定		RCEP協定（未発効）
ラオス		日アセアン協定		RCEP協定
カンボジア		日アセアン協定		RCEP協定
インドネシア	日インドネシア協定	日アセアン協定		RCEP協定
オーストラリア	日オーストラリア協定 *2		CPTPP *1	RCEP協定 *3
ニュージーランド			CPTPP *1	RCEP協定 *3

*1 CPTPPは自己証明制度

*2 日オーストラリア協定は自己証明制度も選択可能

*3 RCEP協定でオーストラリアとニュージーランドへ輸出する場合のみ自己証明制度も選択可能

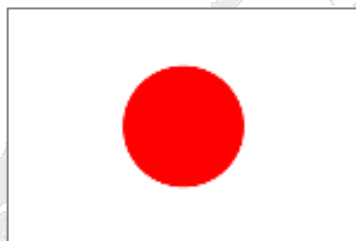
証明書電子発給
 2024年2月29日現在

締約国	二国間	多国間協定		
ペルー	日ペルー協定		CPTPP *1	
メキシコ	日メキシコ協定		CPTPP *1	
チリ	日チリ協定		CPTPP *1	
カナダ			CPTPP *1	
中国				RCEP協定
韓国				RCEP協定
インド	日インド協定			
モンゴル	日モンゴル協定			
EU	日EU協定 *4			
スイス	日スイス協定			
イギリス	日英協定 *5		CPTPP (未発効)	
アメリカ合衆国	日米貿易協定 *6			

- *1 CPTPPは自己証明制度
- *4 日EU協定は自己証明制度
- *5 日英協定は自己証明制度
- *6 日米貿易協定は輸入者による自己証明制度

マレーシアへの輸出で使えるEPA

4つの協定どれを選んでもOK！



日マレーシア協定

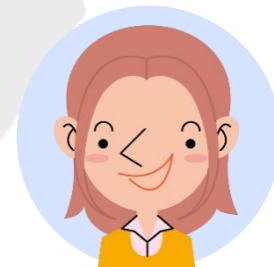
日アセアン協定

CPTPP

RCEP協定

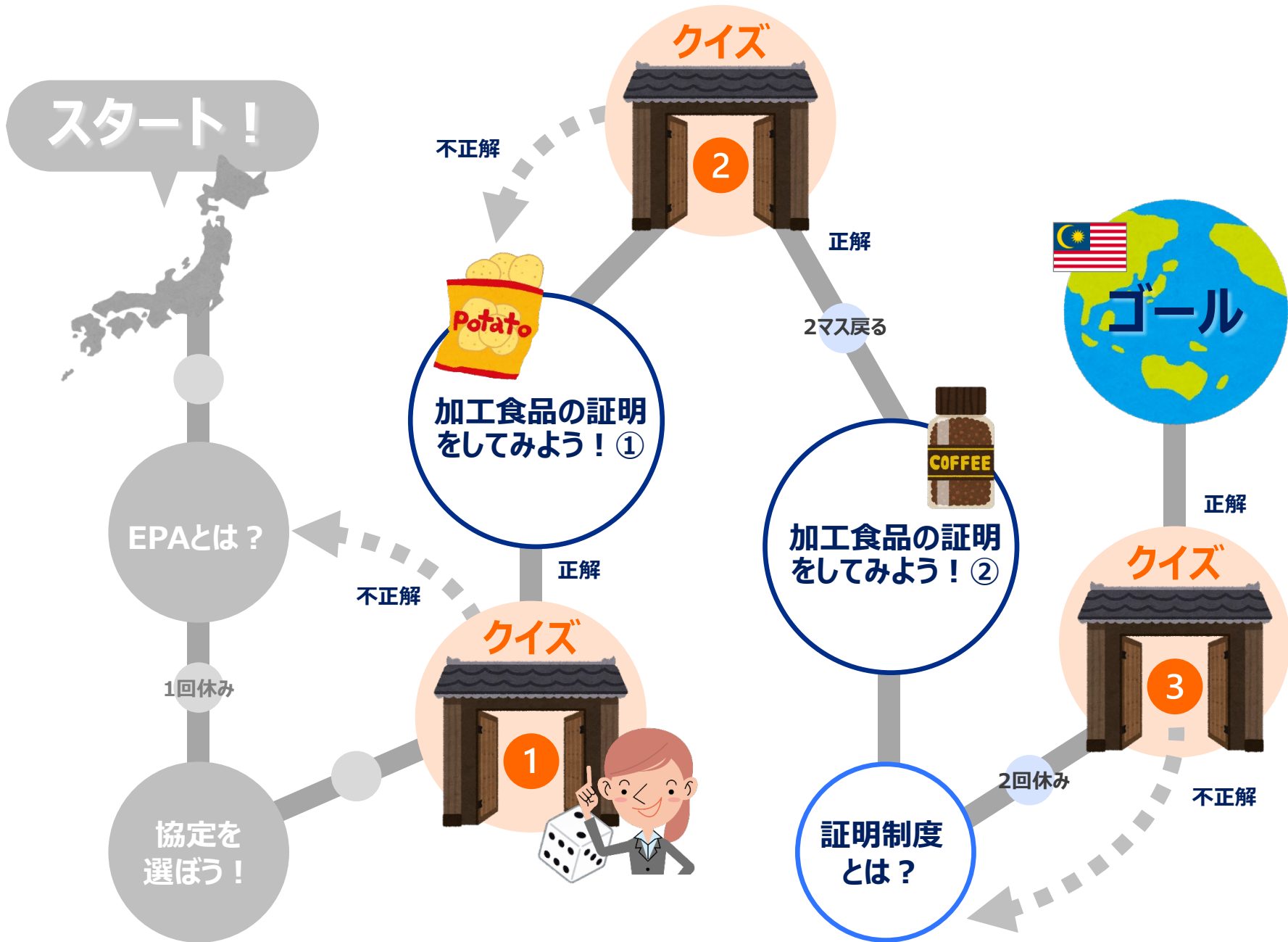


弊社もマレーシアへ食品を輸出しています。
色々なEPAが使えるんですね！



税率は協定によって異なるケースがある

輸出産品	協定	適用前関税率	適用後
柿 HSコード：0810.70 	日マレーシア協定	30.0%	0%
	日アセアン協定	30.0%	0%
	CPTPP	30.0%	10.9% <small>※2028年に関税撤廃</small>
	RCEP協定	30.0%	適用除外





さあ、ここでクイズです！
正解しないと、次に進めませんよ！！



えっ！？責任重大じゃないですか！？
ドキドキしてきました。
難しかったらどうしよう・・・



大丈夫です。**選択肢は2択**です！
ここまでの説明を聞いて、**当たっていると思う
選択肢の方でリアクション**してください。
さあ、いきますよ～！！



クイズ 第1問

マレーシアへの輸出で選べる協定はどれでしょう？

A

日マレーシア協定のみ

B

マレーシア協定だけではなく
日アセアン協定、CPTPP、RCEP協定
も使える！



クイズ 第1問

マレーシアへの輸出で選べる協定はどれでしょう？

A

日マレーシア協定のみ



B

マレーシア協定だけではなく
日アセアン協定、CPTPP、RCEP協定
も使える！



クイズ 第1問

マレーシアへの輸出で選べる協定はどれでしょう？

A

日マレーシア協定のみ

B

マレーシア協定だけではなく
日アセアン協定、CPTPP、RCEP協定
も使える！





クイズ 第1問

マレーシアへの輸出で選べる協定はどれでしょう？

A

日マレーシア協定のみ

B

マレーシア協定だけでなく
日アセアン協定、CPTPP、RCEP協定
も使える！



ポテトチップスを輸出する場合・・・



弊社はポテトチップスをマレーシアへ輸出しております！



税率を比較してみよう！

輸出産品	協定	適用前関税率	適用後
ポテトチップス HSコード：2005.20 	日マレーシア協定	8.0%	0%
	日アセアン協定	8.0%	0%
	CPTPP	8.0%	0%
	RCEP協定	8.0%	0%



関税率はどの協定を使っても同じですね！
この場合、どうやって利用する協定を
選んだら良いのでしょうか？



次は**品目別原産地規則**を比較して
みることをお勧めします！



品目別原産地規則……
ってなんですか？



加工食品の場合は、原則として
日本で生産していることに加えて
品目別原産地規則を
満たしているか確認する必要があります。

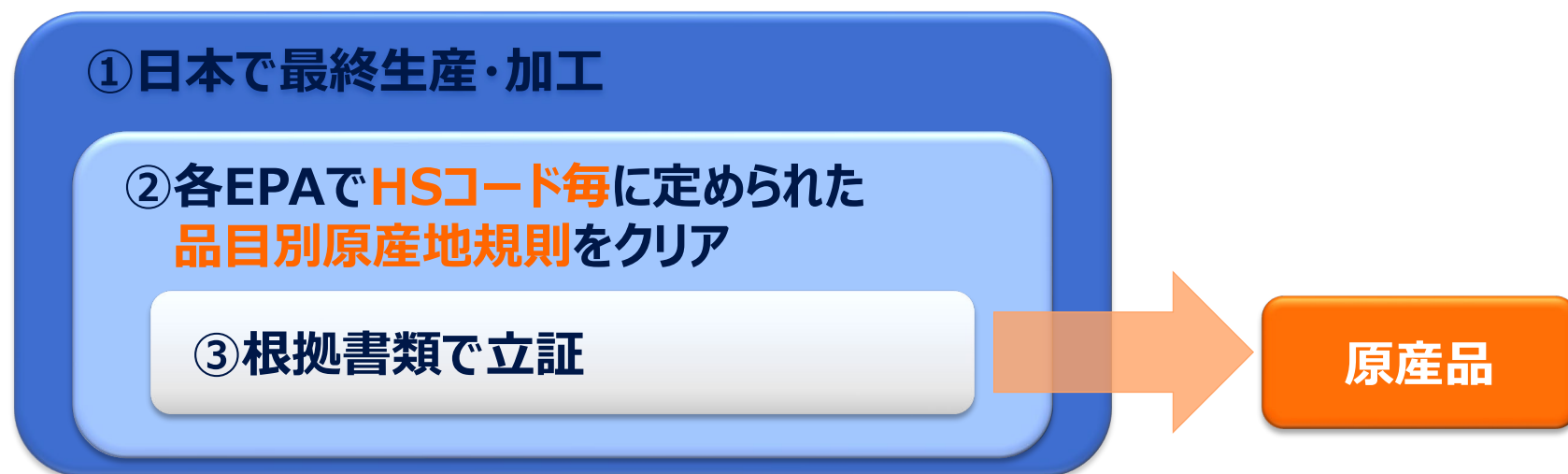
えっ！？
日本で生産されている証明だけでは
EPAの原産品にはならないのですか？



加工食品のEPAの原産品の考え方

以下3点、全てを満たすもの = EPAの原産品 *1

- ① 日本で最終生産・加工がされている
- ② 各EPAでHSコード毎に定められた**品目別原産地規則**をクリアしている
- ③ ①②を満たしていることが**根拠書類**で証明されている



*1 この他全ての材料が締約国原産であることを証明する方法（完全生産品、原産材料のみから生産される産品）もある

品目別原産地規則とは・・・

EPAの原産品と認められる基準で
HSコード（品目） 毎かつEPA毎に異なる



品目別原産地規則の確認方法

原産地規則ポータル :

<https://www.customs.go.jp/searchro/jrosv001.jsp>

国名とHSコードで
検索できます！

品目別原産地規則
の検索

協定・法令等

原産地証明手続

事前教示

事後確認

輸出相談
(自己申告制度)

様式見本
(自己申告制度)

パンフレット・
お知らせ

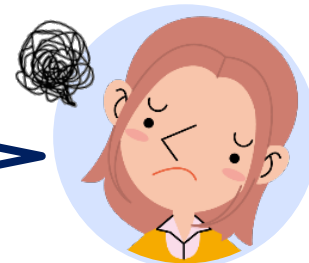
お問合せ・
その他のリンク

ポテトチップス（2005.20）の品目別原産地規則



*1 CPTPPは第7類ではなく「第07・01項、第0710・10号、第0711・90号、第0712・90号又は第11・05項の材料からの変更を除く」という要件だが、第07・01項がじゃがいもであるため上記では同様に表現

すみません、もう少し簡単に説明をお願いします。



日マレーシア協定・日アセアン協定・CPTPPの場合・・・

材料

日本で生産

輸出品



じゃがいも (0701)

海外産 = 非原産材料



7類と20類以外の材料は
海外産でもOK!



ポテトチップス (2005.20)

非原産品



じゃがいも (0701)

日本産or締約国産 = 原産材料



7類と20類以外の材料は
海外産でもOK!



ポテトチップス (2005.20)

原産品



弊社は原料であるじゃがいもをアメリカから輸入しております。
この場合、日マレーシア協定、日アセアン協定、CPTPPでは原産品とならないということでしょうか？

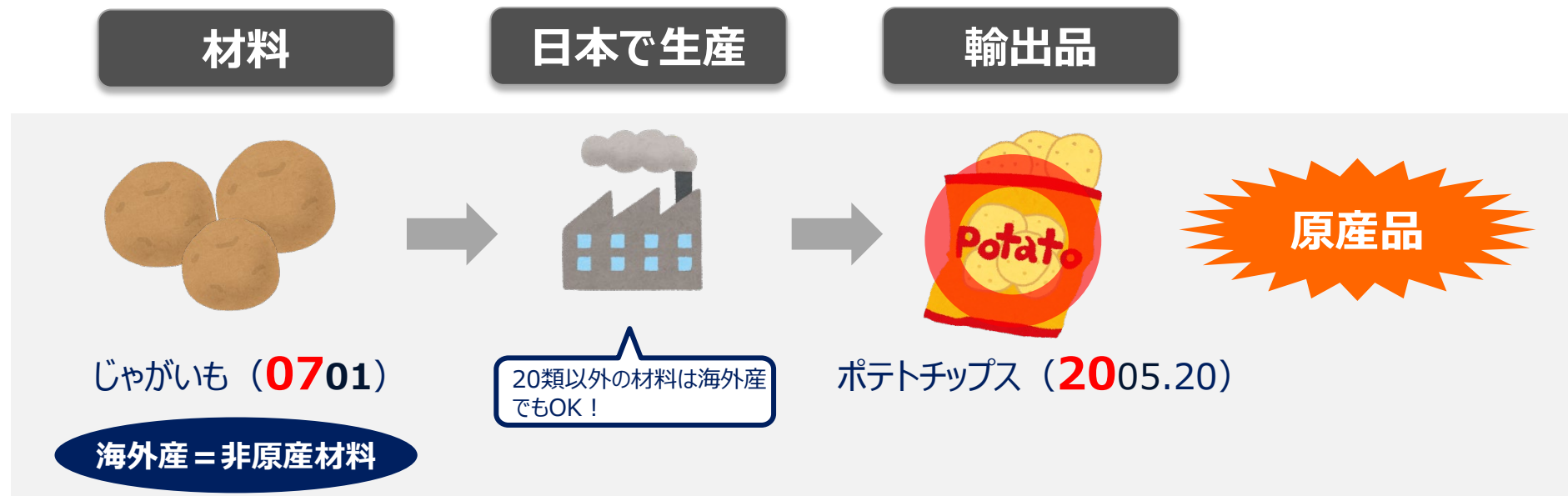


そうですね。
でも、じゃがいもがアメリカ産でも
RCEP協定では原産品となるんです！



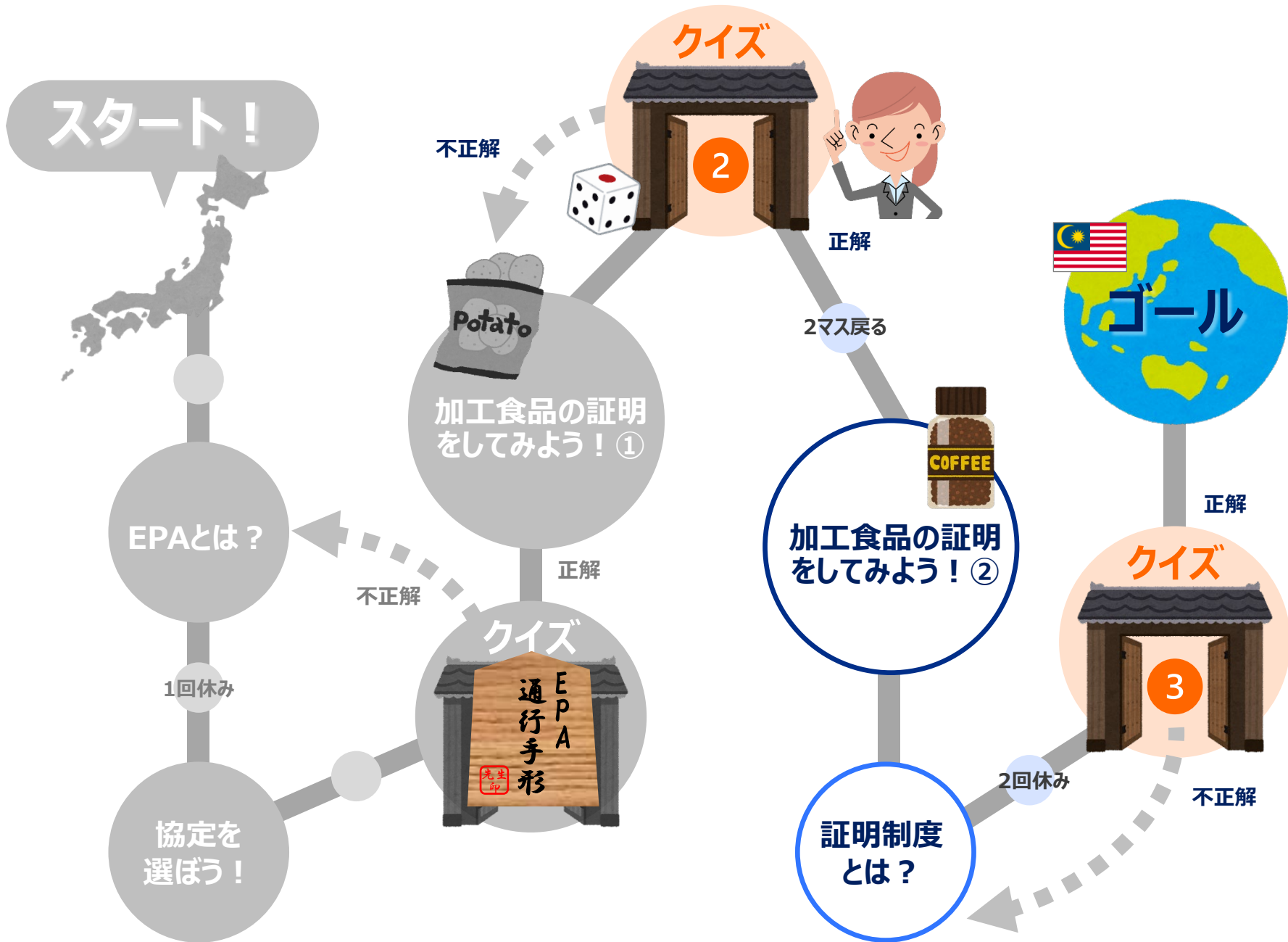
本当ですか！？
利用する協定によっては原産品になる
ということなんですね！

RCEP協定の場合・・・



RCEP協定であれば、じゃがいもがアメリカ産でも
輸出品は原産品になるんですね！
これで弊社の製品も関税も0%になります！！







クイズ 第2問



加工食品の多くの場合、日本で生産していれば
EPAにおける原産品と認められるでしょうか？

A

利用協定上、HSコードに規定される
品目別原産地規則を満たす必要がある！

B

日本で生産していれば、必ず原産品となる。



クイズ 第2問

加工食品の多くの場合、日本で生産していればEPAにおける原産品と認められるでしょうか？

A

利用協定上、HSコードに規定される品目別原産地規則を満たす必要がある！



B

日本で生産していれば、必ず原産品となる。



クイズ 第2問

加工食品の多くの場合、日本で生産していれば
EPAにおける原産品と認められるでしょうか？

A

利用協定上、HSコードに規定される
品目別原産地規則を満たす必要がある！

B

日本で生産していれば、必ず原産品となる。





クイズ 第2問

加工食品の多くの場合、日本で生産していれば
EPAにおける原産品と認められるでしょうか？

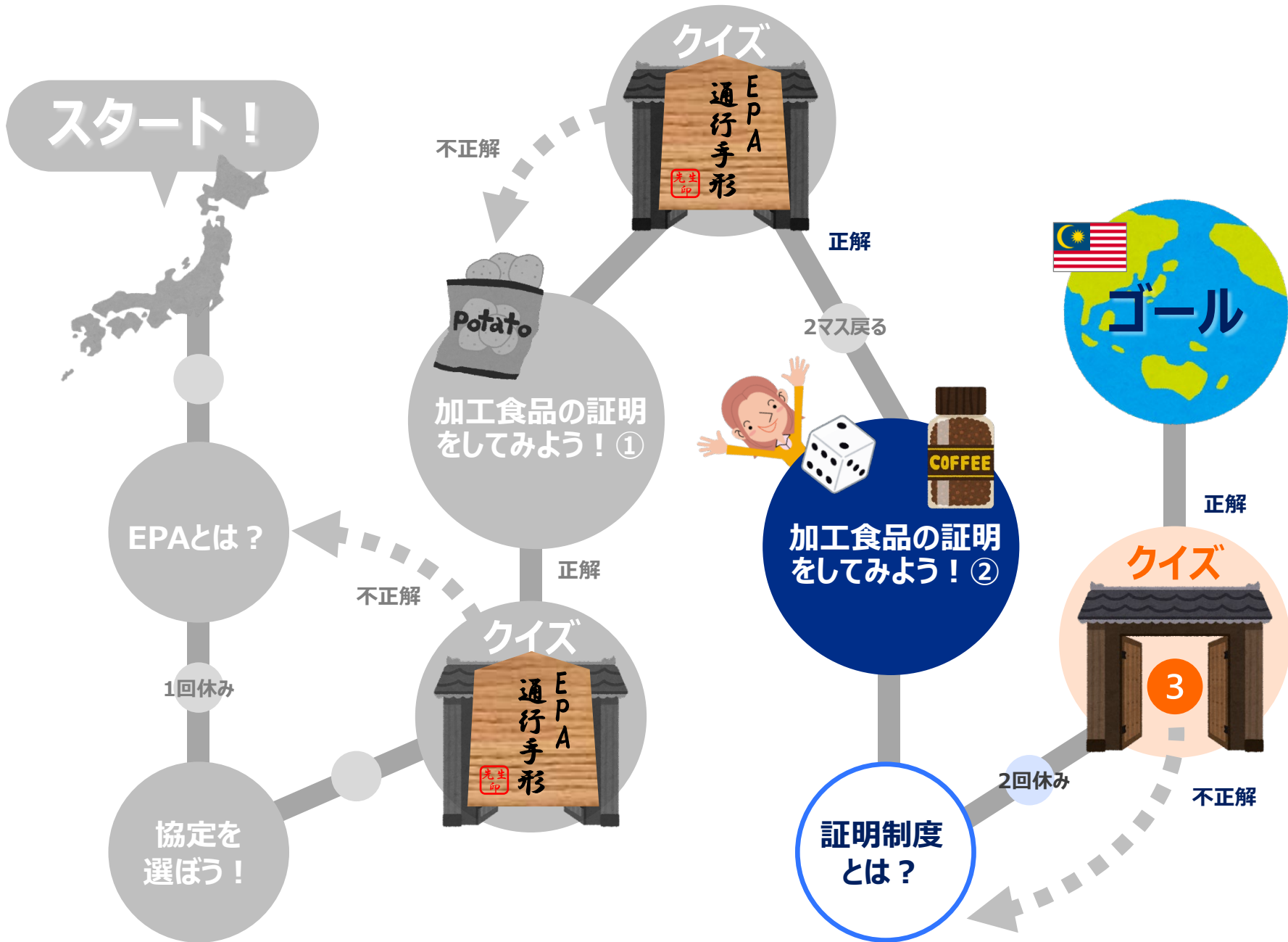
A

利用協定上、HSコードに規定される
品目別原産地規則を満たす必要がある！

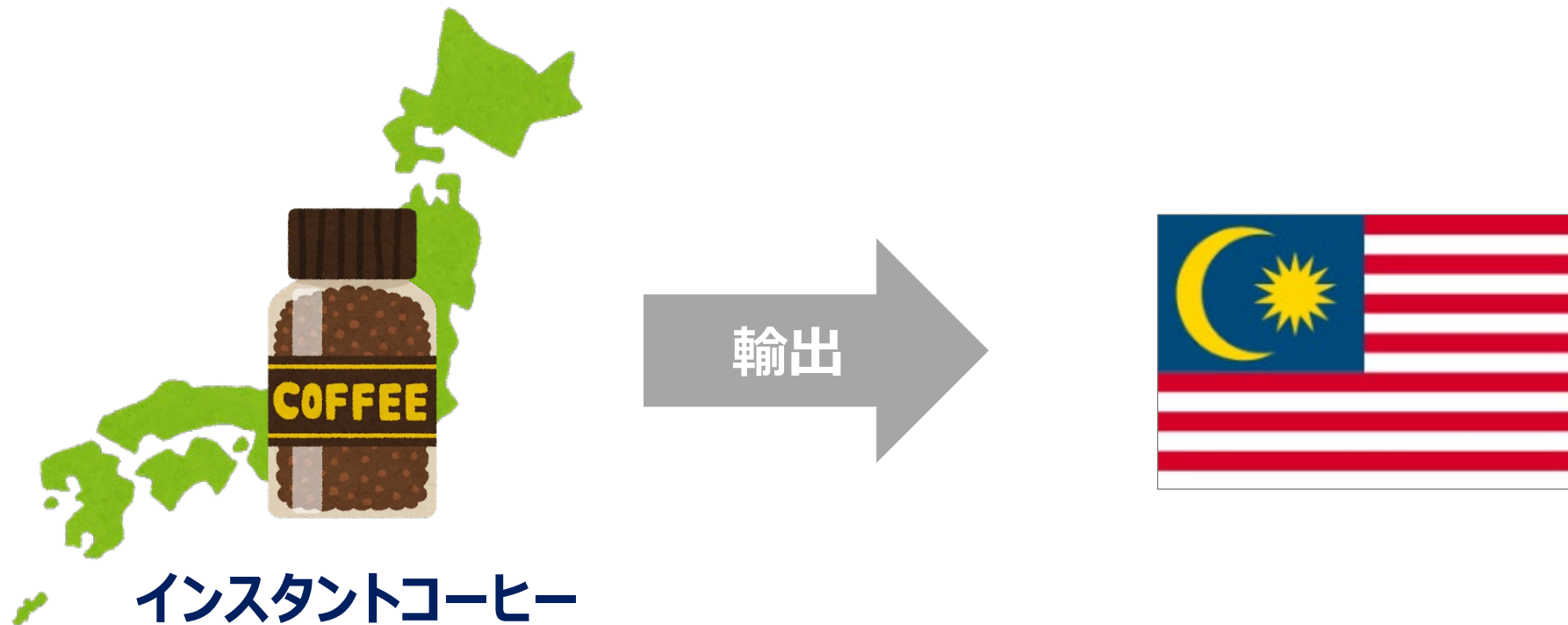


B

日本で生産していれば、必ず原産品となる。



インスタントコーヒーを輸出する場合・・・



弊社はインスタントコーヒーもマレーシアへ輸出しております！



税率を比較してみよう！

輸出産品	協定	適用前関税率	適用後
インスタントコーヒー HSコード：2101.11 	日マレーシア協定	5.0%	0%
	日アセアン協定	5.0%	0%
	CPTPP	5.0%	0%
	RCEP協定	5.0%	0%



先ほどの説明で流れは理解できました！
税率が同じ場合、まずはそれぞれの
協定の品目別原産地規則を確認して
みるのですね？



その通りです！
品目によって、品目別原産地規則が
異なるので、インスタントコーヒーでは
どうなるのか、確認してみましょう！

インスタントコーヒー（2101.11）の品目別原産地規則

HSコード

2101.11



×

日マレーシア
協定

日アセアン
協定

CPTPP

RCEP協定*1

||

CC

要約

21類に入る非原産材料を使用してはならない

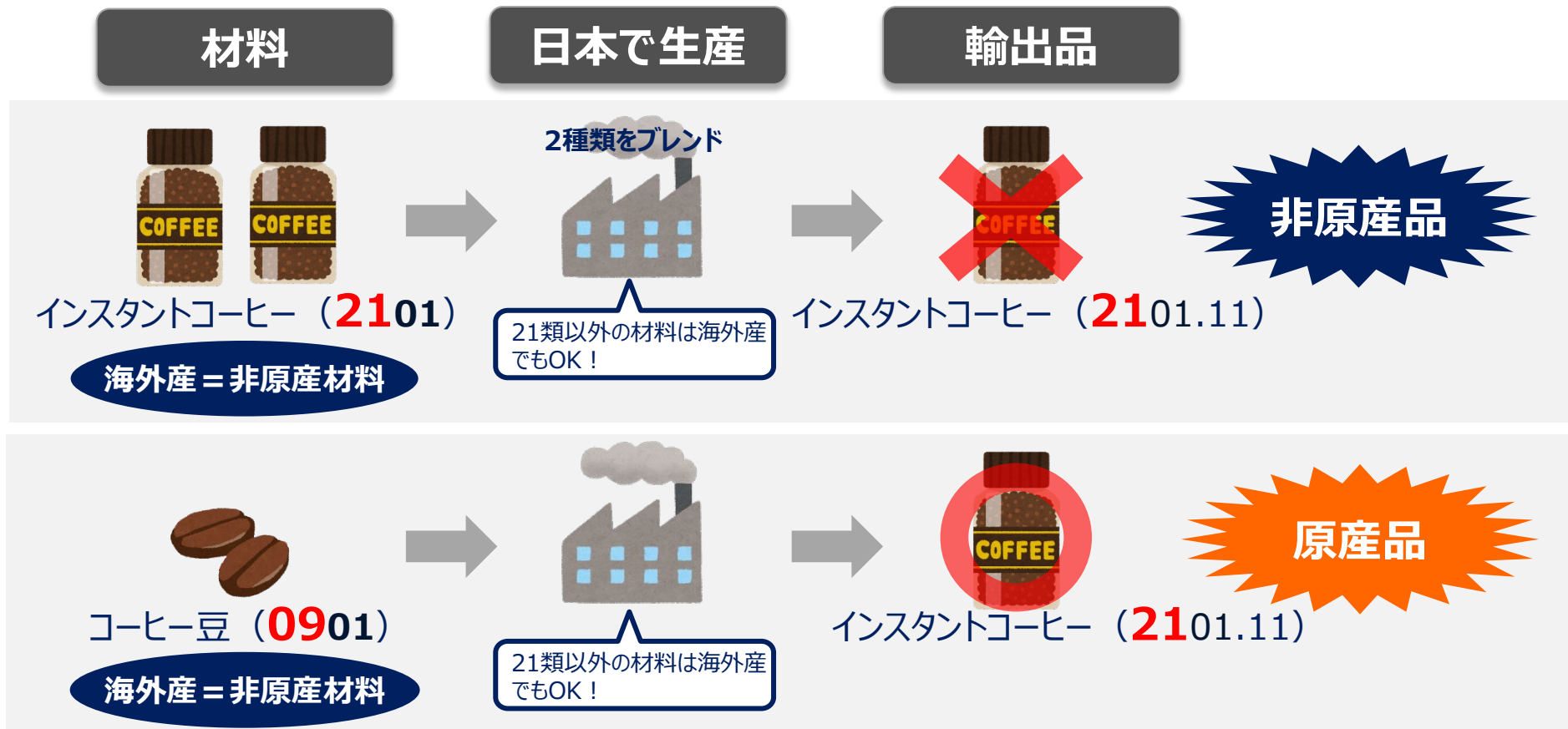
どの協定も条件は同じですね！



*1 RCEP協定は「CC又はRVC40」であるが、ここでは他協定との比較のためにCCを選択する前提

「RVC40」とは、輸出品の取引価額から非原産材料の合計価額を差し引いた付加価値が取引価額の40%以上を占める場合には原産品となる判断基準

何れの協定であっても・・・



弊社はブラジルから豆を輸入して日本でインスタントコーヒーにしております！そのため、どの協定においても原産品となります！！





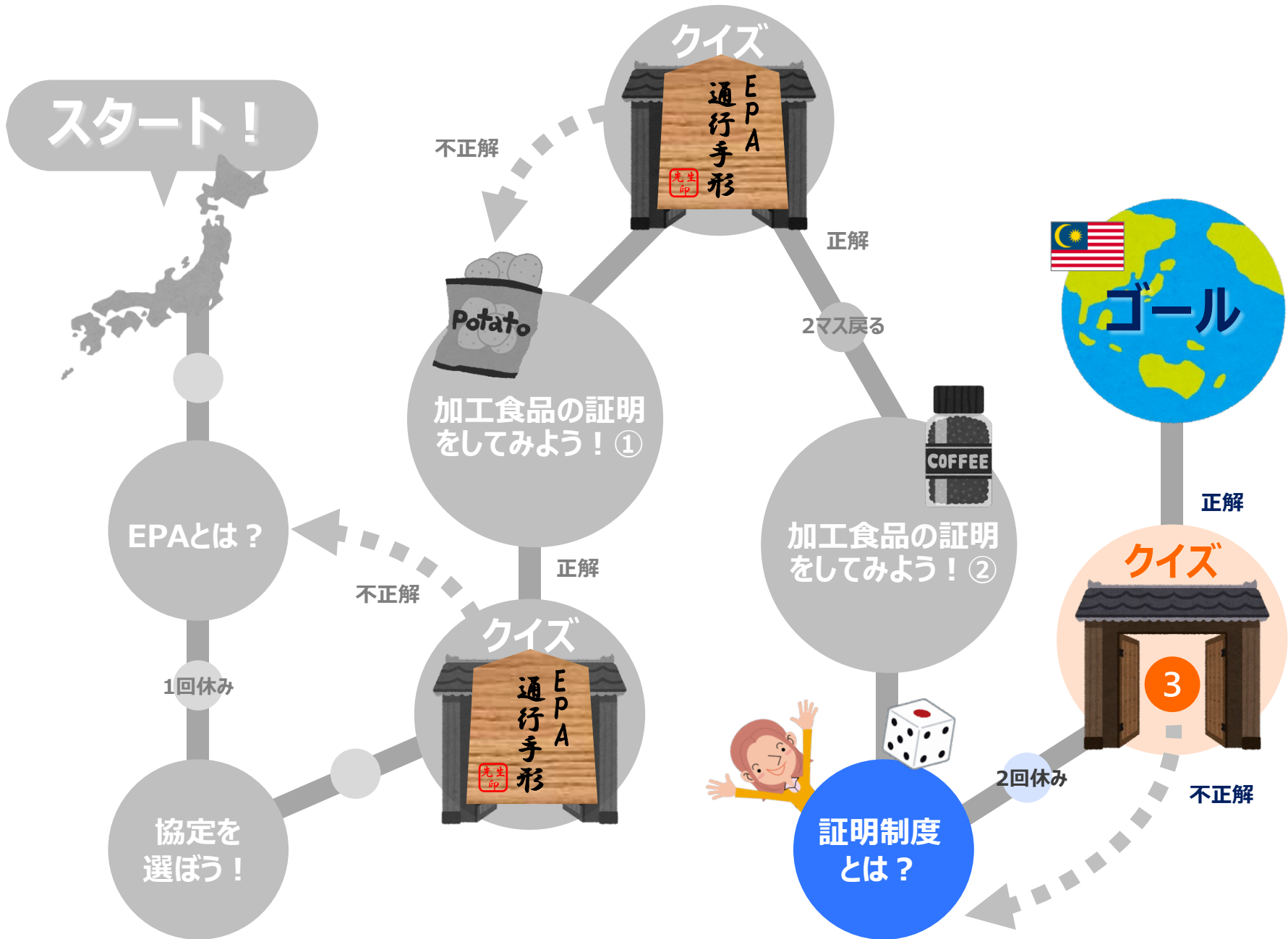
あれれ・・・
確かにどの協定を利用しても原産品
になりますが、こういう場合はどうやって
利用協定を決めたらよいのでしょうか・・・




この様な場合には、**証明制度を
比較**してみることをお勧めします！

証明制度？
証明制度ってなんですか？





証明制度とは原産地証明書の入手方法



原産品であることの
確認はできた！

原産品であることの確認方法

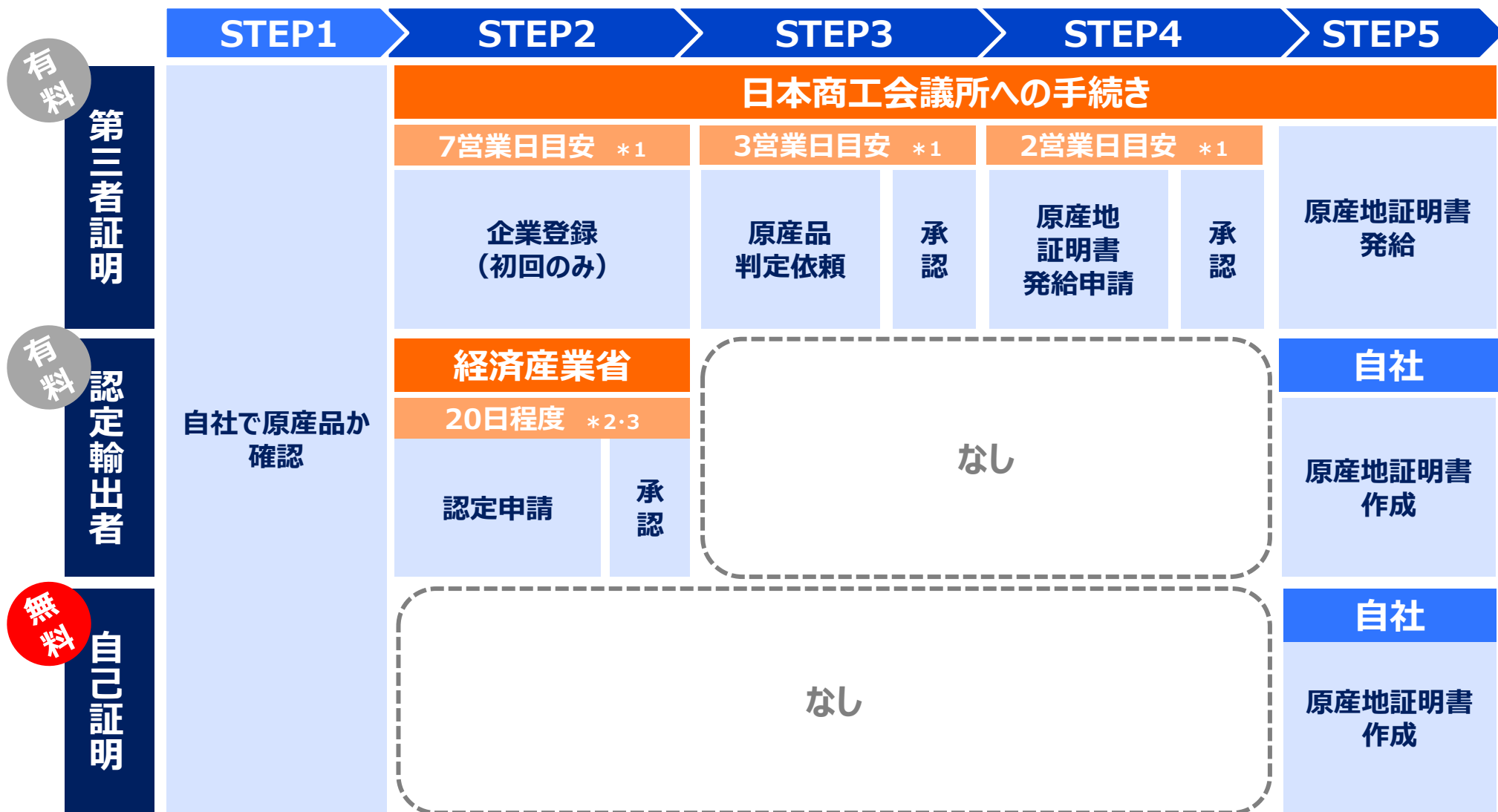
ここまでは証明制度に
かかわらず確認方法は同じ

原産地証明書の入手方法

EPAの
原産地
証明書

ここからが証明制度により異なる！
証明制度は3種類

3種類の証明制度の違い



*1 出所：日本商工会議所パンフレット「あなたもできる第一種特定原産地証明書取得ガイド」
 *2 出所：経済産業省HP「経済連携協定（EPA）に基づく認定輸出者自己証明制度申請・利用の手引き」
 *3 認定申請にかかる書類準備時間は含まれない

マレーシアへの輸出で使えるEPAの証明制度

日マレーシア協定	第三者証明制度	認定輸出者制度	自己証明制度
日アセアン協定	第三者証明制度	認定輸出者制度	自己証明制度
CPTPP	第三者証明制度	認定輸出者制度	自己証明制度
RCEP協定	第三者証明制度	認定輸出者制度	自己証明制度

協定によって使える証明制度は異なるんですね！





CPTPPだと日本商工会議所への申請も経済産業省からの認定も要らないのですか？



はい！

自己証明制度を採用している協定では日本商工会議所へ申請するのではなく経済産業省から認定を受けることなく**輸出者自ら原産地証明書の作成が可能**です。どの様に作成するのか見てみましょう！

CPTPPの原産地証明書

必須記載項目1~9を記載した証明書を作成する *1

記載例

Certification of Origin (Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership)		
1. Exporter's name, address (including country name), telephone number and e-mail address (This field can be left blank if this certification is completed by producer and the exporter is unknown.)		
2. Producer's name, address (including country name), telephone number and e-mail address (This field can be left blank if exporter and producer is the same company or person. If there are multiple producers, state "Various" or provide a list of producers. A person that wishes for this information to remain confidential may state "Available upon request by the importing authorities.")		
3. Importer's name, address in the importing country, telephone number and e-mail address (This field can be left blank if importer is unknown.)		
4. Description of goods: - Description of good(s) - Invoice number(s) (in case the certification of origin covers a single shipment of a good and if the number is known.)	5. HS tariff classification number (6 digit, HS2012) of goods	6. Origin criterion (WTO, PE, RSE), and other (A, Minimum Accumulation), if applicable
7. Blanket Period (If the certification covers multiple shipments of identical goods for a specified period of up to 12 months)		
8. Other (any other applicable origin criterion or other indication)		
9. Certification I certify that the goods described in this document qualify as originating and the information contained in this document is true and accurate. I assume responsibility for proving such representations and agree to maintain and present upon request or to make available during a verification visit, documentation necessary to support this certification.		
Date: _____		
Name: _____ (signature or stamp)		
Please tick a box to indicate who has completed this origin certification document: <input type="checkbox"/> Importer <input type="checkbox"/> Exporter <input type="checkbox"/> Producer		

1. 輸出者情報

2. 生産者情報

3. 輸入者情報

5. HSコード

6. 適用する
原産性の基準

4. 産品の概要

7. 包括的な期間
(同一の産品が2回以上
輸送される場合の期間、
1年以内)

8. 証明者の誓約・署名・日付

9. 誰が作成した原産地証明書か？

*1 協定上フォーマットは規定されていないため、上記フォーマットに限定されない
上記フォーマット出所：税関HP [原産地規則ポータル](#) > 原産地証明手続 原産品申告書 TPP 英文Word
<https://www.customs.go.jp/roo/procedure/index.htm>

自己申告書に記載する内容①

輸出者情報、生産者情報、輸入者情報を記載

Certification of Origin

(Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership)

1. Exporter's name, address (including country name), telephone number and e-mail address

(This field can be left blank if this certification is completed by producer and the exporter is unknown.)

Hinge Industry Co, Ltd.

1-1-1, Keihin, Ota-ku, Tokyo, Japan / TEL. +81-X-XXXX-XXXX / e-mail: info@xxxx.com

1.輸出者情報

2. Producer's name, address (including country name), telephone number and e-mail address

(This field can be left blank if exporter and producer is the same company or person. If there are multiple producers, state "Various" or provide a list of producers. A person that wishes for this information to remain confidential may state "Available upon request by the importing authorities.)

2.生産者情報 *1

3. Importer's name, address in the importing country, telephone number and e-mail address

(This field can be left blank if importer is unknown.)

Australia trading company Inc.

100 Bourke St, Melbourne, VIC, Australia / TEL: +1-YYY-YYY-YYYY / e-mail: info@zzz.com

3.輸入者情報

*1 輸出者兼生産者の場合は、生産者情報の記載は不要

自己申告書に記載する内容②

品名、HSコード、適用する原産性の基準を記載

4. Description of goods <ul style="list-style-type: none">• Description of good(s)• Invoice number(s)(in case the certification of origin covers a single shipment of a good and if the number is known.)	5.HS tariff classification number (6 digit, HS2012) of goods	6. Origin criterion (WO, PE, PSR); and Other (<i>De Minimis, Accumulation</i>), if applicable
4.品名	5.HSコード	6.適用する原産性の基準

	原産品のカテゴリー	記載する記号
適用する原産性の基準	完全生産品	WO
	原産材料のみから生産される産品	PE
	品目別原産地規則を満たす産品	PSR



PSRは品目別原産地規則の略称です！

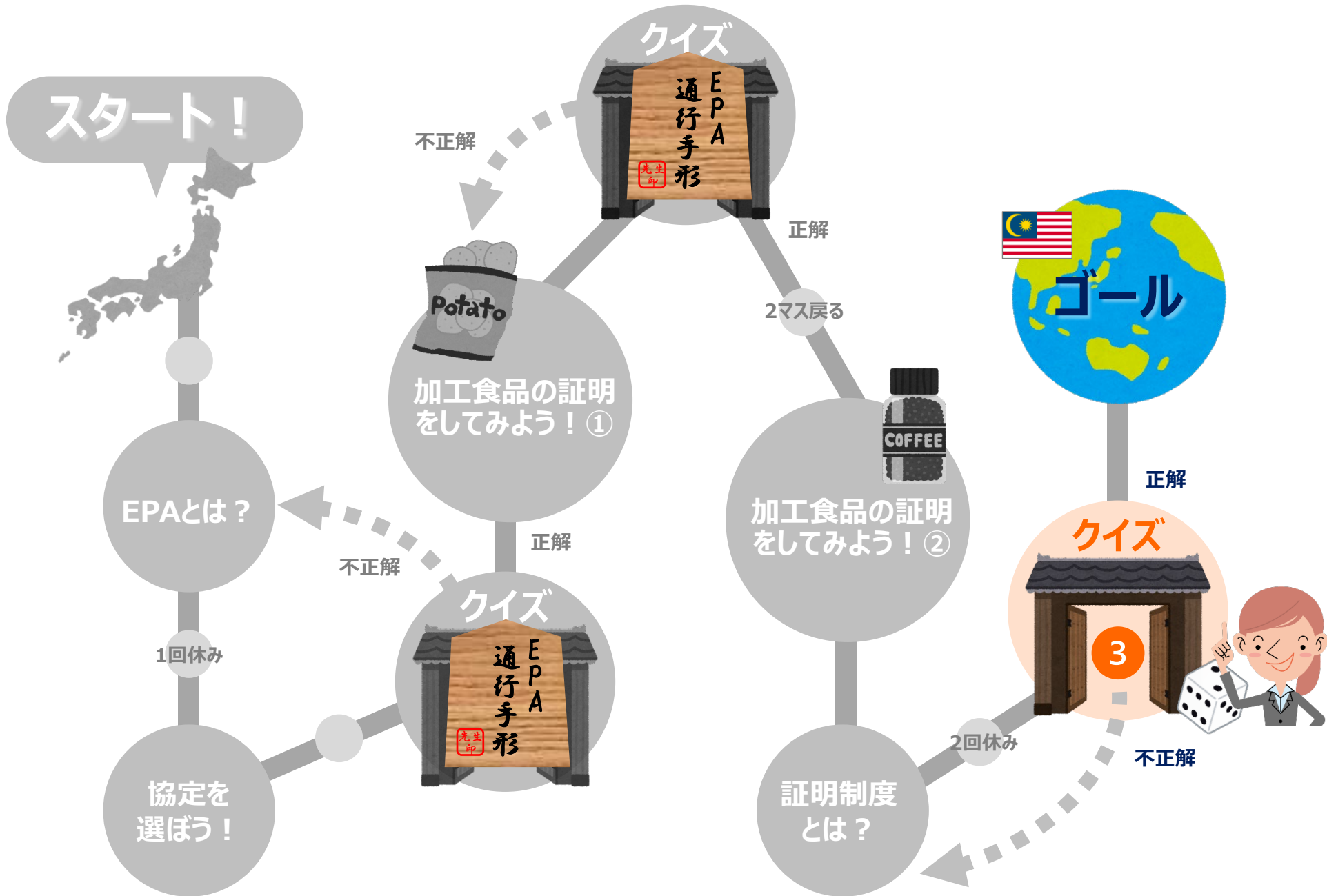


自己申告書に記載する内容③

包括的な期間、証明者の誓約・署名・日付、
誰が作成した原産地証明書かを記載

7. Blanket Period (If the certification covers multiple shipments of identical goods for a specified period of up to 12 months)
7.包括的な期間 *1
8. Other (any other applicable origin criterion or other indication)
9. Certification I certify that the goods described in this document qualify as originating and the information contained in this document is true and accurate. I assume responsibility for proving such representations and agree to maintain and present upon request or to make available during a verification visit, documentation necessary to support this certification.
Date <u>2019/07/01</u>
8.証明者の誓約・署名・日付
Name <u>Hanako Yamada</u> (signature or stamp) <i>Hanako Yamada</i>
Please tick a box to indicate who has completed this origin certification document: <input type="checkbox"/> Importer <input checked="" type="checkbox"/> Exporter <input checked="" type="checkbox"/> Producer
9.誰が作成した原産地証明書か？

*1 期間は最大1年間。期間を設定する際は設定期間内において原産性が維持されているか、毎回のインボイスに記載している産品名称と一致していることが要件





クイズ 第3問



CPTPPで使える証明制度はどちらでしょうか？

A

第三者証明制度

B

自己証明制度



クイズ 第3問

CPTPPで使える証明制度はどちらでしょうか？

A

第三者証明制度



B

自己証明制度



クイズ 第3問

CPTPPで使える証明制度はどちらでしょうか？

A

第三者証明制度

B

自己証明制度





クイズ 第3問

CPTPPで使える証明制度はどちらでしょうか？

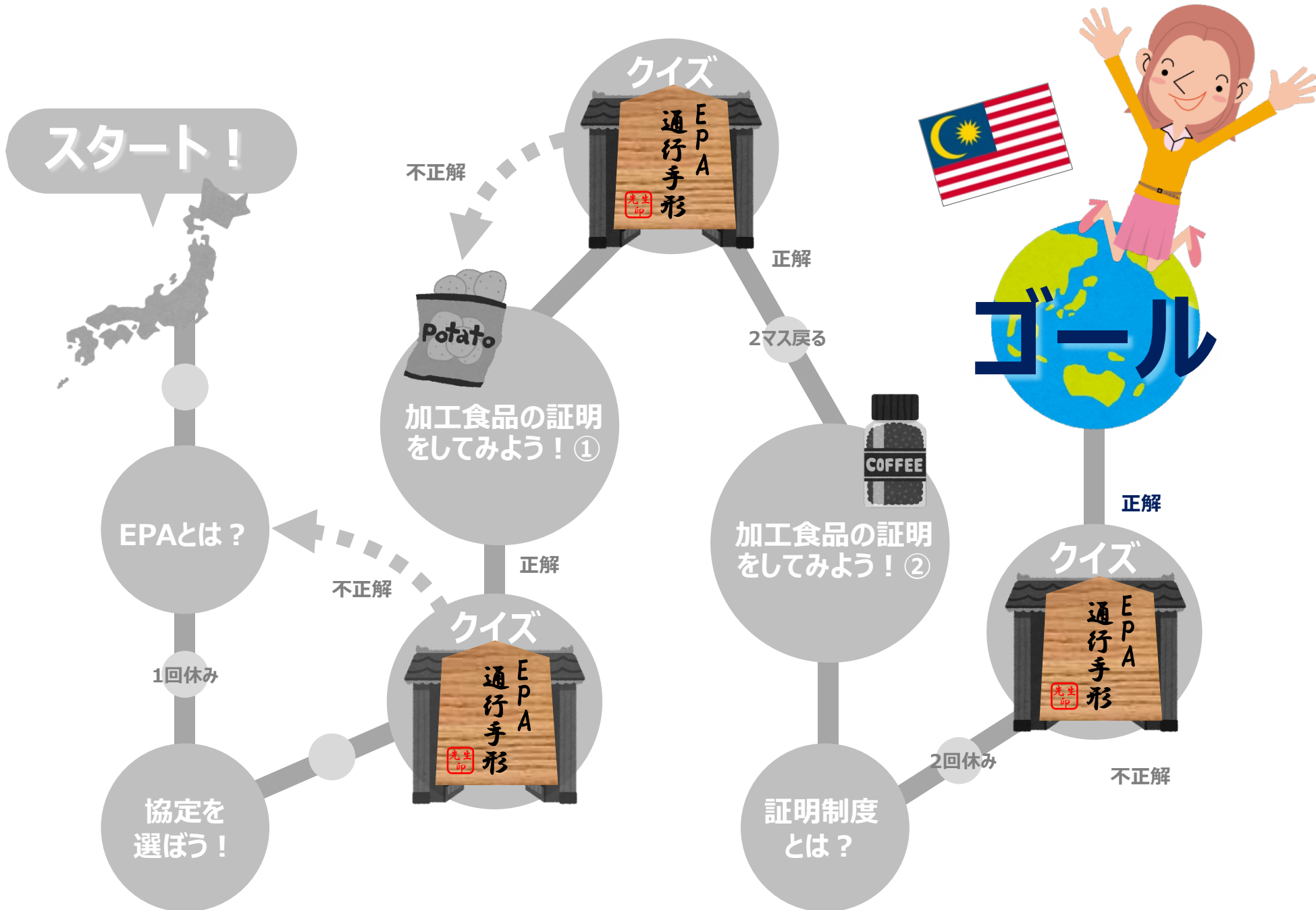
A

第三者証明制度

B

自己証明制度





原産品であることの証明方法も
分かったし、インスタントコーヒーは
CPTPPを使って輸出してみたい
と思います！



マレーシアへの輸出でお得な品目早見表

2024年1月1日現在

品目名	HSコード	MFN税率	日マレーシア協定		日アセアン協定	
			第三者証明		第三者証明	
			EPA税率	品目別 原産地規則	EPA税率	品目別 原産地規則
精米	1006.30	40.0%	除外	-	除外	-
清酒(日本酒)	2206.00	25.5MYR/100 %vol/L	除外	-	除外	-
ウイスキー	2208.30	58MYR/L	除外	-	除外	-
うどん そうめん そば	1902.19	5.00%	無税	CC	無税	CC
即席麺	1902.30	5%、6%、8%	無税	CC	無税	CC
パックごはん	1904.90	7%	無税	CC	無税	CC

(注) MYR,RMはマレーシア・リンギット

マレーシアへの輸出でお得な品目早見表

2024年1月1日現在

品目名	HSコード	MFN税率	CPTTP		RCEP協定	
			自己証明		第三者証明 認定輸出者	
			EPA税率	品目別原産地規則	EPA税率	品目別原産地規則
精米	1006.30	40.0%	14.5% 2028年に無税	CC	除外	-
清酒(日本酒)	2206.00	25.5MYR/100 %vol/L	RM14.34 per 100% vol. per litre 2033年に無税	CTH *1	除外	-
ウイスキー	2208.30	58MYR/L	RM32.62 2033年に無税	非原産材料に含まれる 総アルコール量が 製品の総アルコール量 の10%を超えないこと。	除外	-
うどん そうめん そば	1902.19	5.00%	無税	CC	無税	CC
即席麺	1902.30	5%、6%、8%	無税	CC	無税	CC
パックごはん	1904.90	7%	無税	CC	無税	CC

(注) MYR, RMはマレーシア・リンギット

*1 CTHとは輸出品のHSコードと材料のHSコードを4桁(項)レベルで比較し、変更が生じている場合には輸出品が原産品と認められる基準

マレーシアへの輸出でお得な品目早見表

2024年1月1日現在

品目名	HSコード	MFN税率	日マレーシア協定		日アセアン協定	
			第三者証明		第三者証明	
			EPA税率	品目別 原産地規則	EPA税率	品目別 原産地規則
ぶどう（生鮮）	0806.10	5%	無税	CC	無税	CC
いちご（生鮮）	0810.10	5%	無税	CC	無税	CC
キャンデー	1704.90	15%	無税	CTH *1	無税	CC
ビスケット せんべい	1905.31 1905.90	無税、6%	無税	CC	無税	1905.31 : CC 1905.90 : CC ex 11.05項
醤油	2103.10	10%	無税	CC	無税	CC
味噌、カレー、マヨネーズ、ドレッシング類	2103.90	5%、10%	無税	CC	無税	CC
アイスクリーム	2105.00	5%	無税	CC	無税	CC

*1 CTHとは輸出品のHSコードと材料のHSコードを4桁（項）レベルで比較し、変更が生じている場合には輸出品が原産品と認められる基準

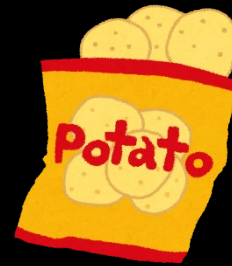
マレーシアへの輸出でお得な品目早見表

2024年1月1日現在

品目名	HSコード	MFN税率	CPTTP		RCEP協定	
			自己証明		第三者証明 認定輸出者	
			EPA税率	品目別原産地規則	EPA税率	品目別原産地規則
ぶどう（生鮮）	0806.10	5%	無税	CC	5% 2031年に無税	CC
いちご（生鮮）	0810.10	5%	無税	CC	無税	CC
キャンデー	1704.90	15%	無税	CTH *1	無税	CTH
ビスケット せんべい	1905.31 1905.90	無税、6%	無税	CTH *1	無税	CTH *1 or RVC40
醤油	2103.10	10%	無税	CTH *1	10% 2036年に無税	CCorRVC40
味噌、カレー、マヨネーズ、 ドレッシング類	2103.90	5%、10%%	無税	CTSH *2 or RVC30（積上げ方式） もしくは RVC40（控除方式）	無税	CCorRVC40
アイスクリーム	2105.00	5%	無税	CTH *1 (ex 0401から0406まで の各項の材料、1901.90の 酪農調製品（乳固形分の 含有量が乾燥状態において 全重量の10%を超えるも の）、2106.90の酪農調 製品（乳固形分の含有量 が乾燥状態において全重量 の10%を超えるもの）	無税	CC or RVC40

*1 CTHとは輸出品のHSコードと材料のHSコードを4桁（項）レベルで比較し、変更が生じている場合には輸出品が原産品と認められる基準

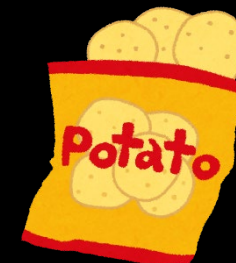
*2 CTSHとは輸出品のHSコードと材料のHSコードを6桁（号）レベルで比較し、変更が生じている場合には輸出品が原産品と認められる基準



EPAを利用できそうだと
思われた方・・・是非



沢山リアクションをお願いします！



▶ 農水省設置のEPA利用相談窓口とEPA利用早わかりサイト



- ✓ EPAを利用したら**関税が下がるの**…？
- ✓ そもそも**原産地規則**ってなに…？
- ✓ 商品の**HSコード、税率がわからない**…
- ✓ どの協定を利用すれば**一番お得なのか**、わからない…

- ✓ 日本商工会議所での**判定依頼**について相談したい…
- ✓ 適切な書類を準備したのに、輸出先国の税関で**特惠税率が認められず、MFN税率を支払わされた**…※ etc.



どんな些細な疑問にもお答えいたします。
わからないことや困っていること等がありましたら、お気軽に
epariyousoudan@maff.go.jpにご連絡下さい。



EPA利用早わかりサイト
QRコード

又はEPAを利用するために必要な情報を簡単に
入手できる「[EPA利用早わかりサイト](#)」をご覧ください。

※詳しくは2021年6月10日付農水省プレスリリース「[EPA利用相談窓口へのアクセスで
問題解決\(税関での超過支払いを是正\)!](#)」をご覧ください。

Two white ceramic mugs with black rims are filled with a smooth, light brown chocolate milk. Each mug is topped with two heart-shaped white marshmallows. The mugs are placed on a light-colored wooden surface with horizontal planks. The top mug is positioned slightly higher and to the left of the bottom mug.

ご清聴ありがとうございました！

免責事項

当資料は情報提供を目的として作成した参考資料であり、特定の商品やサービスの奨励やその勧誘を目的としたものではありません。当事務所が信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性および完全性を保証するものではありません。当事務所は、当資料に掲載された情報を利用したことにより生じたいかなる損害についても、一切責任を負いません。当資料に含まれる方法は作成時点のものであり、関連法令の改正によって予告なく変更または廃止することがあります。

当資料に関する著作権は情報提供元のクレジット記載があるものを除きすべて当事務所に属しますので、当事務所の事前の書面による同意を得ることなく資料の複製、転用、再配布等を行うことはできません。